

# 紀州体験交流ゆめ倶楽部 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、紀州体験交流ゆめ倶楽部と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を和歌山県日高郡日高川町大字和佐 1030 番 90 に置き、事務所を本会の所在地とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、和歌山県における体験型観光の推進を通じ、交流人口及び関係人口を拡大させ、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体験型教育旅行及び一般旅行の誘致・受入
- (2) 体験型旅行プログラムの企画・開発
- (3) 都市農山漁村交流の推進
- (4) 地域経済活動の活性化に資する事業
- (5) 子供への体験・交流活動の提供を通じた教育の充実
- (6) 地域人材の育成
- (7) 国際交流の推進
- (8) 企業・大学・団体との連携による地域活性化に資する事業
- (9) 会員相互の交流・親睦
- (10) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## 第3章 会員

### (本会の構成員)

第5条 本会には、次の会員を置き、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 特別会員として理事会において推薦された団体
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会し、事業実施を支援する個人又は団体

### (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書を事務局に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、特別会員を除く会員は、次の額を支払う義務を負う。

- (1) 正会員 年会費 2,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 1口 (2,000 円) 以上

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員の3分の2以上が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、理事長が招集する。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(成立)

第 17 条 総会は正会員の 2 分の 1 以上の者の出席で成立する。ただし、書面表決書又は委任状をもって出席とみなすことができる。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

## 第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 19 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第 20 条 役員は、総会の決議によって、会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この規約で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 24 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉職等)

第 25 条 本会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会に出席し、参考意見を述べること
- (3) その他本会の事業への支援

3 アドバイザーの選任及び解任は、理事会において決議する。

4 アドバイザーの報酬は、無償とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第 7 章 部会

(設置)

第 30 条 第 4 条に掲げる事業遂行のため、企画部会、民泊部会及び体験部会を置く。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 31 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

4 前項に規定するもののほか、事務局に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

## 第 9 章 資産及び会計

(会員の持分)

第 32 条 本会の財産は、総有とし、会員が持分の分割請求及び払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(剰余金)

第 36 条 本会は、剰余金の分配を行わない。

#### 第 10 章 規約の変更、解散及び清算

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 本会は、総会の決議により解散する。

(剰余財産の帰属)

第 39 条 本会が清算をする場合において有する剰余財産は、総会の決議を経て、国又は地方公共団体に贈与する。

#### 第 11 章 雑則

(細則)

第 40 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。